

○北海道警察拳銃等管理要領の制定について

令和7年3月24日

道本教第5743号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
(概要)

本通達は、道警察において管理する拳銃等（拳銃、弾及びこれらの付属品をいう。）
の取扱いに関して、

○管理体制

○貸与事務

○保管及び出納

○手入れの要領等

などを定めたものである。